令和４年度宝塚市介護サービス継続支援事業補助金の交付に関する手引き

宝塚市介護保険課

**１　趣旨**

　　新型コロナウイルス感染症の感染者等に該当された方に対して，自宅待機中に訪問介護・訪問看護等のサービスを提供した介護保険サービス事業所に対し，サービスに直接従事する職員への手当を支給することを目的として補助金を支給します。

**２　支給対象期間**

　　感染者等に該当した日から１４日間まで。

　　※ただし，市長が必要と認める場合はこの限りではありません。

　　※令和４年３月３１日以前は対象となりません。

**３　支給対象事業者**

　　感染者等に該当した宝塚市民に対して，支給対象期間中に以下のサービスを提供している事業者。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | サービス名 |
| 介護保険サービス | 訪問介護  訪問看護  介護予防訪問看護  訪問入浴介護  介護予防訪問入浴介護  訪問リハビリテーション  介護予防訪問リハビリテーション  定期巡回・随時対応型訪問介護看護  第１号訪問事業 |

**４　支給額**

　　感染者等１人に対してサービスを提供した日において、１日につき４，０００円。

ただし、１２月２９日～１月３日にサービスを提供した場合は、１日につき８，００

　０円とします。ただし、予算に達し次第、受付を終了します。

**※今年度より兵庫県が実施する「支援が必要な感染高齢者・障害児者に対するフォロ**

**ーアップ体制強化事業」との併用は不可となりましたので、ご注意ください。**

**５　感染者等の定義**

　　感染者等とは，以下のいずれかに該当する利用者になります。

　　（１）感染者又はみなし陽性者と診断された者

（２）国立感染症研究所感染症疫学センターが定める新型コロナウイルス感染症に対

する積極的疫学調査実施要領（令和3年11月29日版）に定義される濃厚接触

者に該当する者。

（３）感染が疑われる者でＰＣＲ検査の結果、医療機関等の診断が確定するまでの

間の者

（４）感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者

（５）その他市長が認めた者

**６　支給申請の流れ**

（１）申請書の受付開始：８月１日（月曜日）

（２）補助金の支給時期：申請受付後３～４週間程度

**７　申請手続き**

（１）申請受付期間：８月１日（月曜日）～令和５年２月２８日（火曜日）【予定】

　　　※令和５年２月２８日の消印有効

（２）申請方法

郵送もしくは窓口にて申請書と添付書類を提出してください。郵送で提出する際は，簡易書留やレターパックなど郵便物が追跡できる方法での提出をお願いします。

【宛先】　〒665-8665

　　　　　　宝塚市東洋町１－１　宝塚市役所　介護保険課

（３）申請に必要な書類の入手方法

　　　宝塚市のホームページからダウンロードできます。

　　　URL:<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kenkofukushi/kaigohoken/1008584/1038705.html>

（４）申請書類と添付書類

　　　①申請書

　　　　市所定の様式に記入または入力してください。

②添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書類名 | 書類の内容 |
| サービスを提供したことが確認できる書類 | ・サービスを提供した該当月のサービス提供の記録の写し |
| 感染者等がサービスの支給決定を受けていることが確認できる書類 | ・居宅サービス計画書（第１表及び第６表）の写し |
| 感染者等に該当していることを証明する書類 | ・市所定の感染者等確認書  　※証明を裏付ける書類等があれば添付すること |
| 通帳の写し | ・振込希望口座の金融機関名，支店名，口座番号等が確認できるもの  　※振込希望口座の名義人は，申請者（法人代表者）と同じ名義にすること |

（５）申請書の審査

申請書の内容について，担当課から問い合わせさせていただく場合がありますので，ご協力をお願いします。

申請書の審査の結果，補助金の支給・不支給が決定した時は，補助金交付（決定・却下）通知書を，申請者の所在地に発送します。

（６）補助金の支払い

　　　申請を受け付けてから支給までは３～４週間を予定しています。

（７）補助金の返還

　補助金受領後に要件に該当しないことが判明した場合，または偽りその他不正の手段により補助金を受領した場合は，補助金の交付決定を取り消したうえで，全額返還していただきます。

（８）留意事項

本補助金は従事者への支援を主な目的としています。処遇改善のために活用頂きますようお願いいたします。

本補助金は当該年度の予算の範囲内で先着順に交付いたします。申請いただいた方すべての事業所に交付されるわけではありませんのでご理解願います。

【お問い合わせ】

宝塚市健康福祉部介護保険課（TEL：0797-77-2136）